❷፼ቋ∰宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表令和6年12月3日

【照会先】

 (くるみん・えるぼし)
 (ユースエール)

 雇用環境・均等室
 職業安定部職業安定課

 室
 長三浦 章子
 職業安定部長 伊藤 昌史

 至 長 二浦 草子
 職業安定部長 伊藤 昌史

 監 理 官 宮崎 友親
 職業安定課長 矢野 昌字

 指 導 官 甲斐 奈奈

(電話) 0985-38-8821 (電話) 0985-38-8823

くるみん・えるぼし・ユースエール認定通知書交付式の開催決定!!

くるみん4社、えるぼし2社、ユースエール1社の認定企業が誕生!

宮崎労働局(局長 坂根 登)は、「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、下記企業に認定を行いました。

◆くるみん認定企業 ・株式会社 宮崎太陽銀行 (令和6年8月7日 認定)

・株式会社 桜木組 (令和6年8月16日 認定)

・株式会社 デンサン (令和6年8月19日 認定)

・ミネベア アクセスソリューションズ 株式会社

(令和6年10月16日認定)

◆えるぼし認定企業・・宮崎県経済農業協同組合連合会 (令和6年9月30日 認定)

・株式会社 クリエート (令和6年10月16日認定)

◆ユースエール認定企業 ・木村産業 株式会社 (令和6年10月18日認定)

・太平開発 株式会社 (令和6年11月21日認定)

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

くるみん・えるぼし・ユースエール認定通知書交付式

【日 時】 令和6年12月18日(水) 午後1時30分~

【場 所】 宮崎労働局 2 階 大会議室

(宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎)

【内容】 ・局長あいさつ

・認定通知書の交付

・記念撮影

※ 取材連絡について







報道各社におかれましては、当日の写真撮影及び交付式終了後の認定企業への取材は可能 です。取材の際はご一報お願いいたします。

※1 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」 「プラチナくるみん認定」、「プラス認定」とは…

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが 健やかに生まれ、育成される環境整備を図るための法律です。

企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や 子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備に 取り組むにあたって「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定 (くるみん認定・トライくるみん認定)を受けることができます。

なお、認定マークの星は認定回数に応じて付与されます。

また、くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の 取組を行った企業が、一定の基準を満たした場合、申請により

優良な「子育てサポート企業」として、プラチナくるみん認定を受けることができます。

その他、くるみん、トライくるみん又はプラチナくるみんの認定基準に加えて

不妊治療と仕事の両立に関する認定基準を満たした場合

申請によりプラス認定を受けることができます。

※2 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」とは…

「女性活躍推進法」は、女性の個性と能力が十分に発揮できる 社会の実現を目指すための法律です。

企業は、自社における女性の活躍に関する状況把握や課題分析を 行った上で、「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を 満たした企業は、申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を 受けることができます。

なお、認定段階は基準を満たした数に応じて3段階あります。 また、えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を 満たした企業は厚生労働大臣の認定(プラチナえるぼし認定)を受けることができます。

※3 青少年雇用の促進法等に関する法律に基づく「ユースエール認定」とは…

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律

(通称:若者雇用促進法)」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、

離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、

若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度を 平成 27 年 10 月から実施しています。

今後、認定を受けた企業に対して労働局・ハローワークでは、 認定企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める 人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。





一参考資料—

- 1「くるみん」認定企業の取組事例
 - (1)株式会社 宮崎太陽銀行
 - (2)株式会社 桜木組
 - (3)株式会社 デンサン
 - (4) ミネベア アクセスソリューションズ 株式会社
- 2「えるぼし」認定企業の取組事例
 - (1) 宮崎県経済農業協同組合連合会
 - (2)株式会社 クリエート
- 3「ユースエール」認定企業の取組事例
 - (1) 木村産業 株式会社
- 4宮崎労働局におけるくるみん認定企業名簿
- 5くるみん認定基準
- 6宮崎労働局におけるえるぼし認定企業名簿
- 7えるぼし認定基準
- 8宮崎労働局におけるユースエール認定企業名簿
- 9ユースエール認定基準(事業主向けリーフレット)
- 10 ユースエール認定基準(求職者向けリーフレット)

株式会社 宮崎太陽銀行

■所 在 地: 宮崎県宮崎市

■事業内容: 金融業、保険業

■代表者:取締役頭取 黒木 浩

■労働者数: 818名 (男性 410名、女性 408名)

※令和6年7月時点

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1)計画期間 令和4年4月1日~令和6年3月31日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 配偶者出産時の特別有給休暇の取得を推奨する。
- ② 仕事と育児の両立に向けた制度の拡充、情報提供を行う。
- ③ 従業員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの充実を図る。

2 目標に対する取組結果

- ① 行内誌にて制度周知を行った。また、対象者及びその上司に対し、個別に制度の説明を行った。
- ② 所定外労働の制限に関する制度の利用対象者を、3 歳未満の子から小学校就学前の子に拡充し、行内誌にて周知を行った。また、地域で開催される育児関連イベントについて、行内で情報提供を行った。
- ③ 役員・管理職を対象としたイクボス研修を実施した。また、年7日以上の年次有給休暇取得を計画させ、年次有給休暇の取得を推奨した。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業取得率 22% (配偶者出産35名、育児休業取得者8名)

<女性> 育児休業取得率 105% (出産した女性労働者34名、育児休業取得者36名)

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
 - ① 所定外労働の制限について、小学校就学前の子を養育する労働者を対象としている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - ① 年次有給休暇取得促進のため、年次有給休暇取得計画書を作成し、取得状況の管理を行っている。

株式会社 桜木組

■所 在 地: 宮崎県都城市

■事業内容: 建設業

■代表 者: 代表取締役 櫻木 博文

■ 労働者数: 51名 (男性 40名、女性 11名)

※令和6年7月時点

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 令和2年10月1日~令和6年6月30日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① ノー残業デーを設定する。
- ② 短時間勤務制度、又は所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ社員に拡大し、制度の利用向上を図る。

2 目標に対する取組結果

- ① 周知資料を作成して事業所内に掲示し、従業員へ周知を行った。
- ② 規則を改定し、育児短時間勤務制度及び所定外労働の制限の対象者を、小学校就学前の子を養育する労働者に拡大した。また、周知資料を作成して事業所内に掲示し、従業員へ周知を行った。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業取得率 50% (配偶者出産 2 名、育児休業取得者 1 名)

<女性> 育児休業取得率 100% (出産した女性労働者2名、育児休業取得者2名)

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
 - ① 所定外労働の制限に関する制度及び所定労働時間の短縮措置について、小学校就 学前の子を養育する労働者を対象としている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - ① 毎週金曜日をノー残業デーとし、従業員への周知を行い、所定外労働の削減に取り組んでいる。

株式会社 デンサン

■所 在 地: 宮崎県宮崎市

■事業内容: 情報通信業

■代表者: 代表取締役社長 興梠 公司

■労働者数: 207名 (男性 141名、女性 66名)

※令和6年7月現在

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1)計画期間 令和2年4月1日~令和6年3月31日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 男性の育児休業取得率 7%以上にする。

2 目標に対する取組結果

① 育児休業等制度に関する、管理職向けの研修の実施や、育児休業取得の好事例の社内 周知により、男性の育児休業取得に対する社内の理解が深まり、取得しやすい環境が 整ったことで、目標を達成することができた。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業取得率 36% (配偶者出産11名、育児休業取得者4名)

<女性> 育児休業取得率 100% (出産した女性労働者6名、育児休業取得者6名)

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
 - ① 所定労働時間の短縮措置について、小学校4年未満の子を養育する労働者を対象 としている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - ① テレワーク制度の導入をしている。

ミネベア アクセスソリューションズ 株式会社

■所 在 地: 宮崎県宮崎市

■事業内容: 製造業

■代表者: 代表取締役 斉藤 金男

■労働者数: 1,070名 (男性863名、女性207名)

※令和6年6月時点

■認定回数: 1回目



1 一般事業主行動計画

- (1)計画期間 平成31年4月1日~令和5年3月31日
- (2) 行動計画の目標の内容
- ① 計画期間内に男性社員 2 人以上の育児休職を取得する。
- ② 在宅勤務制度を導入する。

2 目標に対する取組結果

- ① 育児休業等に関するガイドブックを作成して従業員への周知を行い、目標を達成する ことができた。
- ② 在宅勤務制度を導入、規定整備を行った。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業及び育児目的休暇取得率 92% (配偶者出産 125名、育児休業及び育児目的休暇取得者 116名)

<女性> 育児休業取得率 120% (出産した女性労働者24名、育児休業取得者29名)

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置
 - ① 所定労働時間の短縮措置について、中学生未満の子を養育する労働者を対象としている。
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 - ① 在宅勤務制度を導入、規定整備を行っている。

宮崎県経済農業協同組合連合会

■所 在 地: 宮崎県宮崎市

■事業内容: 複合サービス業

■代表 者:代表理事会長 坂下 栄次

■労働者数: 422名 (男性 245名、女性 177名)

※令和6年4月時点

■認定段階: 3段階目



【評価項目】 ※産業平均値…雇用環境・均等局長が別に定める値

1 採用

①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

- ⇒ 正社員に占める女性労働者の割合 40.6% > 産業平均値 22.7%
- ②正社員の基幹的な雇用管理区分(総合職)における女性労働者の割合が産業ごとの 平均値以上である。
- ⇒ 正社員総合職に占める女性労働者の割合 40.6% > 産業平均値 31.3%

2 継続就業

正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上である。

⇒ 正社員の女性労働者の平均勤続年数 17.4年 > 産業平均値 12.9年

3 労働時間等の働き方

⇒ 労働者1人あたりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月に おいて、45時間未満である。

4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

⇒ 管理職に占める女性労働者の割合 13.2% > 産業平均値 10.0%

5 多様なキャリアコース

2項目について実績あり。

⇒ 女性の非正社員から正社員への転換 5名 おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 1名

以上、5つの評価項目全てにおいて、認定基準を満たしている。

株式会社 クリエート

■所 在 地: 宮崎県東臼杵郡門川町

■事業内容: 情報通信業

■代表 者: 代表取締役社長 久家 栄二

■ 労働者数: 38名 (男性 25名、女性 13名)

※令和6年8月時点

■認定段階: 3段階目



【評価項目】 ※産業平均値…雇用環境・均等局長が別に定める値

1 採用

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。

(期間定め無しとして雇い入れる労働者のうち、直近3事業年度の平均した「採用におけ る女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」 よりも低いこと)

⇒ 女性の競争倍率 1.62% < 男性の競争倍率 3.04%

2 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数」から「男性労働者の平均継続勤務年数」を除して 出した値が7割以上であること。(期間定め無しの労働者)

⇒ 女性の平均継続勤続年数 5.40 年 男性の平均継続勤続年数 6.11 年

3 労働時間等の働き方

⇒ 労働者1人あたりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月に おいて、45時間未満である。

4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

⇒ 管理職に占める女性労働者の割合 11.1% > 産業平均値 10.7%

5 多様なキャリアコース

2項目について実績あり。

⇒ 女性の非正社員から正社員への転換 2名 おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 4名

以上、5つの評価項目全てにおいて、認定基準を満たしている。

木村産業 株式会社











お客様に信頼と安心を。 それが私たちの想いです。

事業内容 特定建設業・運送業・生コンクリート製造・ホテ ル事業部

会社情報 8820063 宮崎県延岡市古川町82-1

交通手段 延岡駅から車で5分

会社概要

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の 女性割合	
1953 年	36 人	47.0 歳	15.3 年	(役員) 0.0 %	(管理職) 0.0 %

雇用管理の状況

有給休暇の 平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況 (直近3事業年度)			
13.2 日	12.4 時間	男性: 0 名 女性: 100.0%			

採用・定着状況

		2023年度	2022年度	2021年度	
节焦业 加	新卒者等				
募集状況	新卒者等 以外 2				
採用者数	新卒者等	1 名(0 名)	0 名(0 名)	1 名(1 名)	
(うち女性)	新卒者等 以外	1 名(1 名)	0 名(0 名)	0 名(0 名)	
	新卒者等	0 名	0 名	0 名	
離職者数	新卒者等 以外	0 名	0 名	0 名	

会社HP https://www.kimurasangyo-group.com/

会社からのメッセージ

先輩社員から

理念に「全従業員の物心両面の幸せを目指す」とあるように会社や社員が働きやすい会社にしようという意識や改革があります。私は入社して仕事に慣れるまで丁寧にわかるまで教えていただきました。社内の人間関係の良さには自信があります。有給・産休育休・休暇等も快く取得でき、仕事とブライベートどちらも充実できる会社です。また、会社や上司が努力を評価してくれる、キャリアップを応援してくれる会社です。常に地域貢献、「社員満足度(ES)」の向上を目指して る会社です。常に地域貢献、いる会社です。

社長から

昭和28年創業以来、延岡市を中心に生コンクリート、土木工事・ 昭和128年創業以来、延岡市を中心に生コンクリート、土木上事・連輸による建設業などの公共関連事業を主として展開し、現在はそれらに加え、不動産関連事業、マンション・アパート・ホテルなど民間を主体とした事業にも積極的に取り組むなど、微力ながら地域の発展に貢献してまいりました。我が社の理念に「全従業員の物心両面の幸せを目指す」とあります。経済的な安定や豊かさを求めていくと共に、仕事の場での自己実現を通して、生きがいや働きがいといった人間としての心の豊かさを求めていくものです。

求める人材像

学ぶ姿勢のある方。未経験・知識のない方も大歓迎で すわかるまで丁寧に親切に教えます。 誠実さと責任感 のある方「良い会社になる」ために信頼を最優先に考 えます。

人材育成のための制度

研修制度

自己啓発 支援制度 なし

社内検定

メンタ 制度 キャリコン 制度 なし

備考・補足情報

~ 創業70年を迎えました~ 特定建設業・運送業・生コ ンクリート製造・ホテル事業部

見学等受入れ

インターン

職場見学 あじ

非正規雇用の職場情報』

採用情報

事業所番号: 4502-3049-2 ハローワークインターネットサービスもしくは 最寄りのハローワークをご利用ください。

- 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者
- 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者
- 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数
- 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



宮崎労働局における次世代法に基づく認定企業名簿

くるみん認定企業一覧



認定企業数 63 社

(R6年10月16日時点)

認定 件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年	プラス認定年
1	医療法人和敬会	医療、福祉	西臼杵郡高千穂町	2007年	
2	株式会社宮崎銀行	金融、保険業	宮崎市	2011年・2014年・ 2019年・2023年	
3	医療法人久康会	医療、福祉	延岡市	2011年・2015年	
4	国立大学法人宮崎大学	教育·学習支援業	宮崎市	2013年	
5	株式会社丸正フーズ	製造業	えびの市	2014年・2017年・2020年	
6	宮崎交通株式会社	運輸業、郵便業	宮崎市	2014年	
7	学校法人南九州学園	教育•学習支援業	宮崎市	2014年	
8	株式会社旭化成アビリティ	サービス業 (他に分類されないもの)	延岡市	2014年	
9	株式会社悠隆	医療、福祉	延岡市	2014年	
10	社会福祉法人宮崎福祉会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
11	医療法人如月会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
12	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	医療、福祉	都城市	2015年、2019年	
13	医療法人社団高信会	医療、福祉	宮崎市	2015年	
14	株式会社ソラシドエア	運輸業、郵便業	宮崎市	2015年、2019年	
15	株式会社グローバル・クリーン	サービス業 (他に分類されないもの)	日向市	2015年	
16	社会福祉法人愛育福祉会	医療、福祉	延岡市	2015年・2018年	
17	医療法人建悠会	医療、福祉	延岡市	2015年	
18	株式会社宮崎日日新聞社	情報通信業	宮崎市	2015年、2019年	
19	株式会社フェニックスシステム研究所	情報通信業	宮崎市	2015年	
20	社会福祉法人ときわ会	医療、福祉	小林市	2015年	
21	有限会社ケアプロジェクト	医療、福祉	宮崎市	2016年・2020年	
22	医療法人社団栄正 慈英病院	医療、福祉	宮崎市	2018年	
23	医療法人社団静雄会 藤元上町病院	医療、福祉	都城市	2018年	
24	旭化成マイクロテクノロジ株式会社	学術研究、 専門・技術サービス業	宮崎市	2018年・2021年	
25	日新興業株式会社	建設業	延岡市	2018年	
26	丸栄宮崎株式会社	製造業	宮崎市	2019年	
27	医療法人岡田整形外科	医療、福祉	宮崎市	2019年・2021年	
28	株式会社岡﨑組	建設業	宮崎市	2019年	
29	宮崎センコーアポロ株式会社	運輸業、郵便業	延岡市	2020年・2022年	
30	社会福祉法人ひまわり会	医療、福祉	日向市	2020年	

31	医療法人養気会 池井病院	医療、福祉	小林市	2020年・2024年	
32	えびの電子工業株式会社	製造業	えびの市	2020年、2023年	2023年
33	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	医療、福祉	小林市	2020年	
34	株式会社イーテック	製造業	宮崎市	2020年	
35	医療法人育成会 矯正・小児ひまわり歯科	医療、福祉	宮崎市	2020年	
36	株式会社ダンロップゴルフクラブ	製造業	都城市	2021年	
37	株式会社才口宮崎	情報通信業	宮崎市	2021年・2023年	
38	南國興産株式会社	製造業	都城市	2021年	
39	社会福祉法人浄信会	医療、福祉	小林市	2021年	
40	株式会社大森淡水	製造業	宮崎市	2021年	
41	公益財団法人宮崎文化振興協会	教育、学習支援業	宮崎市	2021年	
42	社会福祉法人立縫会	医療、福祉	日向市	2021年	
43	株式会社宮崎県ソフトウェアセンター	情報通信業	宮崎市	2021年	
44	社会福祉法人えびの明友会	医療、福祉	えびの市	2021年・2023年	
45	株式会社MJC	情報通信業	宮崎市	2022年	
46	社会福祉法人信愛会	医療、福祉	宮崎市	2022年	
47	社会福祉法人豊の里	医療、福祉	都城市	2022年	
48	BTV株式会社	情報通信業	都城市	2022年	
49	株式会社宮崎ヒューマンサービス	サービス業 (他に分類されないもの)	都城市	2022年	
50	株式会社木場組	建設業	都城市	2022年	
51	ホームライフ・トーフク株式会社	生活関連サービス業(理容業・美容業)	延岡市	2023年	
52	株式会社 ニチワ	製造業	日南市	2023年	
53	株式会社 スズキ自販宮崎	自動車販売	宮崎市	2023年	
54	宮崎県経済農業協同組合連合会	農協法に基づく経済事業	宮崎市	2023年	
55	大平開発 株式会社	建設業	串間市	2023年	
56	富岡建設 株式会社	建設業	日南市	2023年	
57	株式会社 南九州みかど	建設業	宮崎市	2024年	
58	旭有機材株式会社	製造業	延岡市	2024年	
59	有限会社 サンエク	建設業	宮崎市	2024年	
60	株式会社 宮崎太陽銀行	金融、保険業	宮崎市	2024年	
61	株式会社 桜木組	建設業	都城市	2024年	
62	株式会社 デンサン	情報通信業	宮崎市	2024年	
63	ミネベアアクセスソリューションズ株式会社	製造業	宮崎市	2024年	



プラチナくるみん認定企業一覧



認定企業数 3社

(R6年10月16日時点)

認定 件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年	プラス認定年
1	有限会社ケアプロジェクト	医療•福祉	宮崎市	2020年	
2	えびの電子工業株式会社	製造業	えびの市	2023年	2023年
3	医療法人養気会 池井病院	医療、福祉	小林市	2024年	

令和4年 4月1日から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正 新しい認定制度もスタートしています

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備す るために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の 仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが 義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請する ことにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日からの認定制度の改正ポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されています。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されています。

男性の育児休業等取得率 7%以上

→ 令和4年4月1日以降:10%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降:20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/p.3参照)で公表すること、が新たに加わりました。

- 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得 に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとな ります。
- ②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得 に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」 とみなし算出することも可能とします。 この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

2023年認定 る 对 トタポート

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されています。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されています。

男性の育児休業等取得率 13%以上 → 令和4年4月1日以降:30%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降:50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%以上 → 令和4年4月1日以降:70%以上

特例認定に関する経過措置

- 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。
- ②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期 間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前 事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改 正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

ポイント3

トライくるみんマーク

○<u>新たな認定制度「トライくるみん」が創</u>設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、 くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました (詳細は p.4 参照)。



都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

1



くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん 2021年認定 るみ

トライくるみん









- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上である
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、か つ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表 していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該 割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表している こと、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基 準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること。
- きに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を 厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイ ト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働 省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省の ウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表して いること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計 画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、 女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウ ェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

- 7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または 始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9.次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

プラチナくるみん



1~4. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準1~4と同一

- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて<u>50</u>%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6~8. 改正前くるみん、トライくるみん認定基準6~8と同一

- 9. 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。
- (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が<u>70</u>%以上であること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間中に(1)が90%未満でかつ(2)が<u>70</u>%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が<u>70</u>%以上であれば、基準を満たす。

- 11. 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- 12. 改正前くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準10と同一
- 〇プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、 公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。
 - ・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3ヶ月以内
 - ・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3ヶ月以内 に行ってください。

「両立支援のひろば」https://ryouritsu.mhlw.go.jp/

- は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。
 - 一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
 - ・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成で きる「両立診断サイト」
 - ・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、

職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご活用ください。

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、

不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。

受けようとするくるみんの種類に応じた p.2または p.3の認定基準を満たしていること。

※例えば、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として

くるみんプラス認定を受けようとする場合、p.2のくるみん認定基準の1~10を満たす必要があります。

- 2. 次の(1)~(4)をいずれも満たしていること。
- (1) 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含 まな(い。)
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、 短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- (2)不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてプラチナくるみんプラス認定を受けた企業は、毎年少なくとも1回、2(1) ①の不妊治療のための休暇制度の内容、2(1)②の制度のうち講じているものの内容、2(3)の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の 理解を促進するための取組の内容について、公表日の前事業年度における状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

公共調達における加点評価

- ○各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・ トライくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争に よる調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。
- 〇個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

こども家庭庁からのお知らせ「くるみん助成金」について

- ○「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業(常時雇用する労働者が300人以下)に対し、上限50万円の助成金を支給す る「くるみん助成金(中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業)」もぜひご活用ください(令和3年10月から令和9年3月まで)。 ※「トライくるみん認定」は対象外です。
- ○事業の詳細については、以下の URL をご覧いただくか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。 くるみん助成ポータルサイト https://kuruminjosei.jp/

働き方改革推進支援資金

- 〇「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業(常時雇用する労働者が100人以下)や、このうち、く るみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)が実施する「働き方改革推進支 援資金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。
- ○働き方改革推進支援資金の詳細については、以下の URL をご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)



プラスマーク



えるぼし認定企業一覧



認定企業数 9社

認定 件数	企業名	認定段階	所在地 (市町村)	業種	労働者数	認定年月
1	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	**	都城市	医療•福祉	191名	2019/3/1
2	えびの電子工業株式会社	***	えびの市	製造業	683名	2019/11/29
3	社会福祉法人浄信会	***	小林市	医療•福祉	137名	2020/10/16
4	株式会社長友総研	***	宮崎市	専門・技術 サービス業	14名	2020/11/17
5	A's社会保険労務士法人	**	宮崎市	専門・技術 サービス業	5名	2021/9/28
6	株式会社矢野興業	**	宮崎市	建設業	52名	2021/12/15
7	センコービジネスサポート株式会社	***	延岡市	情報通信業	424名	2023/4/19
8	宮崎県経済農業協同組合連合会	***	宮崎市	複合サービス 業	422名	2024/9/30
9	株式会社クリエート	***	東臼杵郡門川町	情報通信業	38名	2024/10/16

えるぼし認定

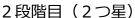
行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

認定の段階は、「**女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」(5~7ページ参照)**を満たした数に応じて3段階あります。

▶ 認定の段階



● 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。





- 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち3つ又は4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた 取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の 実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表する とともに、2年以上連続してその実績が改善していること。



- 5~7ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち1つ又は2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた 取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の 実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表する とともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

> 認定後の公表

えるぼし認定を受けた事業主は、 $5 \sim 7$ ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち満たした項目の実績について、認定を受けた後も**毎年少なくとも1回、「女性の活躍推進企業データベース」(9 \sim 11ページ参照)**において公表することが必要です。

また、1段階目、2段階目のえるぼし認定を受けた事業主は、満たさない項目についても、満たさない項目の実績を改善するために、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの(※)を実施し、その取組の実施状況について**毎年少なくとも1回、「女性の活躍推進企業データベース」**において公表することが必要です。

(※)必ずしも指針に盛り込まれた取組に限定されるものではなく、指針に盛り込まれた取組と同等以上に 自社において効果的と考えられる取組であれば構いません。

▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」

- 「1 採用」、「2 継続就業」、「3 労働時間等の働き方」、「4 管理職比率」、
- 「5 多様なキャリアコース」の5つの評価項目があります。
- ▶ 1 採用 (区) ※下線部は、2020年(令和2年)6月1日から新たに追加されたものです。

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。 (直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平 均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間 の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることを目的とするものに限る)。)
- (ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること。
 - ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が 4割を超える場合は4割)以上であること。
 - (※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。
- ・(i)女性(男性)の競争倍率

「女性(男性)の応募者数(実質的な採用選考が始まった段階の人数)」÷「女性(男性)採用者数(内定者を含んでもよい)」

- ・(i)中途採用を含む
- ・(i)直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値
 - {「直近事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-1)事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近-2)事業年度の女性(男性)の競争倍率」}÷3
- ・(ii)②「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。
- ▶ 2 継続就業 (区) ※下線部は、2020年(令和2年)6月1日から新たに追加されたものです。
- (i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ①「女性労働者の平均継続勤務年数」:「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**7割以上**であること。
 - (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
 - ②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれ ぞれ8割以上であること。
 - (※) 新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
- (ii) (i)を算出することができない場合は、以下でも可。

直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上 であること。

- ・(i)①平均継続勤務年数を算出するにあたり、有期雇用から無期雇用に転換した者については、有期雇用として勤務していた期間についても原則含む(それまでの継続勤務年数が明確でない場合は、改正労働契約法の施行日である2013年(平成25年)4月1日から状況把握日まで勤務継続していることとして差し支えない。また、転換者以外の無期雇用とは別の雇用管理区分としても差し支えない。)
- ・(i)②女性(男性)の継続雇用割合
 - 「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者であって現在雇用されている者の数」÷「9~11事業年度前に採用した女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶3 労働時間等の働き方(区)

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、 直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働 者数」< 45 時間

これにより難い場合は、

- 「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」 「各月の法定労働時間の合計 = (40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45 時間
- 対象者について、

事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の2)

専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の3)

企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の4)

管理監督者(労働基準法第41条)

高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者(労働基準法第41条の2)

を除く

・「各月の労働者数」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者をカウントし、各月の「法定時間外労働」、「法定休日労働」、「総労働時間」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者の「法定時間外労働」、「法定休日労働」、「総労働時間」をカウントする。

▶▶4 管理職比率

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
- (ii) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」 ÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が 8割以上であること。
- ・「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計

「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者

- ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者 (ただし、一番下の職階ではないこと)
- ・(i)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。
- ・(ii)1つ下位の職階から課長級に昇進した女性(男性)労働者の割合(*) 「直近の事業年度に課長級に昇進した女性(男性)労働者の数」÷「直近の事業年度開始の日に課長級より1つ下の職階の 女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)直近3事業年度の平均値
 - {「直近の事業年度の(*)」+「(直近-1)事業年度の(*)」+「(直近-2)事業年度の(*)」}÷3
- ・(ii)昇進にあたって、一定の勤務年数や、1つ下位の職階に昇進してからの滞留年数を要件としている場合は、分母(1つ下位の職階にある労働者総数)について、当該要件に該当する者に限定しても差し支えない。

▶▶5 多様なキャリアコース

直近の3事業年度のうち、以下ア〜エについて、

- ・常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずアを含むこと)
- ・常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上
- の実績を有すること
 - ア 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ)
 - イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
 - ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
 - エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
- 「非正社員」には、派遣労働者を含む。
- ・「短時間正社員」については、「正社員」に該当する。

「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、以下の①、②のいずれにも該当する者

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

【留意点】

- (区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。
 - ※「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断する。

(例:総合職(事務系)、総合職(技術系)、一般職(事務系)、契約社員、パートタイム労働者 / 総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職、現業職 など)

■ 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない。ただし、雇用形態が異なる場合には、まとめて算出することはできない。

職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分をまとめるにあたっては、賃金待遇やキャリアの見通し等に大きな違いがないものに限るよう留意すること。

「直近の事業年度」とは、原則として、認定申請を行う事業年度の前の事業年度とする。

ただし、例えば事業年度が毎年4月1日から翌年の3月31日までである事業主が、4月1日に認定申請をしようとする場合など、申請時に前の事業年度の数字を把握することが困難な項目については、前々事業年度までの数値等を用いることができる。

なお、事業年度については、必ずしも「4月1日から翌年の3月31日」となっていなくても、各社における事業年度として差し支えない。

● 「正社員」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パート・有期雇用労働法」という。)第2条に規定する通常の労働者をいう。

「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。

- ▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」以外の基準
 - ▶▶ 1 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画 を定めたこと。
 - ▶▶ 2 策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への 周知及び外部公表をしたこと。

▶▶ 3 次のいずれにも該当しないこと。

- ●認定取消又は辞退(認定辞退通達(20ページ参照)に掲げる基準に該当すること以外を理由とした辞退)の日から3年を経過していないこと。
- ●職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の5第1項第3号の規定により、 公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当すること。
- ●女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実があること(関係法令に違反する重大事実があった事業主については、是正等を確認してから1年間を経過していないこと)。

「その他関係法令」は、以下のものをいう。

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。 以下「育児・介護休業法」という。)
- ・パート・有期雇用労働法
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年 法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。)
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。 以下「労働者派遣法」という。)
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「労働保険徴収法」という。)
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)

「関係法令に違反する重大な事実」とは、以下のもの等をいう。

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に違反して勧告を受けたこと
- ・高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法又は労働者派遣法の勧告に従わず企業名が公表されたこと
- ・労働保険徴収法に定められた労働保険料を直近2年度について滞納していること
- ・労働基準法及び安衛法に違反して送検され、当該事案が公になったこと(なお送検後、不起訴とされたこと又は裁判で無罪となったことを把握した場合は、当該要件に該当しないものとする。)
- ・違法の長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められ企業名が公表されたこと
- ・裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められ企業名が公表されたこと

プラチナえるぼし認定

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する 取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

⇒ 認定を受けた事業主は、3ページのメリットに加え、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます!

▶ プラチナえるぼし認定の主な基準



- ●事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を 策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、 **当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。
- ●男女雇用会機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その 選任状況を「**女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**してい ること。
- 1 2 ~ 1 6 ページに掲げる「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。) のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に 公表していること。

▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」

「1 採用」、「2 継続就業」、「3 労働時間等の働き方」、「4 管理職比率」、 「5 多様なキャリアコース」の5つの評価項目があります。

プラチナえるぼし認定を受けるためには、全ての評価項目を満たす必要があります。

▶▶1 採用(区) (えるぼし認定と同様)

次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。 (直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平 均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間 の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることを目的とするものに限る)。)
- (ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。
 - ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
 - ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
 - (※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。
- ・(i)女性(男性)の競争倍率

「女性(男性)の応募者数(実質的な採用選考が始まった段階の人数)」:「女性(男性)採用者数(内定者を含んでもよい)」

- · (i)中途採用を含む
- ・(i)直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値

{「直近事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近 - 1)事業年度の女性(男性)の競争倍率」+「(直近 - 2)事業年度の女性(男性)の競争倍率」}÷3

・(ii)②「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶2 継続就業 (区)

- (i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。
 - ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。
 - (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
 - ②「女性労働者の継続雇用割合」:「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれ ぞれ**9割以上**であること。
 - (※) 新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。
- (ii) (i)を算出することができない場合は、以下でも可。

直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

- ・(i)①平均継続勤務年数を算出するにあたり、有期雇用から無期雇用に転換した者については、有期雇用として勤務していた期間についても原則含む(それまでの継続勤務年数が明確でない場合は、改正労働契約法の施行日である2013年(平成25年)4月1日から状況把握日まで勤務継続していることとして差し支えない。また、転換者以外の無期雇用とは別の雇用管理区分としても差し支えない。)
- ・(i)②女性(男性)の継続雇用割合
 - 「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した女性(男性)労働者であって現在雇用されている者の数」 \div 「 $9\sim11$ 事業年度前に採用した女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。

▶▶3 労働時間等の働き方(区)(えるぼし認定と同様)

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

・「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」 < 45 時間

これにより難い場合は、

- ・ [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」 「各月の法定労働時間の合計 = (40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 < 45 時間
- ・対象者について、

事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の2)

専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の3)

企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者(労働基準法第38条の4)

管理監督者(労働基準法第41条)

高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者(労働基準法第41条の2)

を除く

・「各月の労働者数」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者をカウントし、各月の「法定時間外労働」、 「法定休日労働」、「総労働時間」については、当該月の初日から末日まで従事した労働者の「法定時間外労働」、「法定 休日労働」、「総労働時間」をカウントする。

▶▶4 管理職比率

(i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの 平均値の**1.5倍以上**であること。

ただし、1.5倍後の数字が、

- (ii)15%以下の場合:管理職に占める女性労働者の割合が15%以上(※)であること。
 - (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職域から課長級に昇進した女性労働者の割合」が 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職域から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上 である場合は、産業計の平均値以上で可。
- (iii) 40%以上の場合:以下の①と②のいずれか大きい値以上であること。
 - ①正社員に占める女性比率の8割の値
 - 240%
- ・「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計

「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者

- ・事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、2係以上の組織からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)の長
- ・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者 (ただし、一番下の職階ではないこと)
- ・(i)「平均値」は雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。詳細は厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)へ。
- ・(ii)(※)1つ下位の職階から課長級に昇進した女性(男性)労働者の割合(*) 「直近の事業年度に課長級に昇進した女性(男性)労働者の数」÷「直近の事業年度開始の日に課長級より1つ下の職階 の女性(男性)労働者の数」
- ・(ii)(※)直近3事業年度の平均値 {「直近の事業年度の(*)」+「(直近-1)事業年度の(*)」+「(直近-2)事業年度の(*)」}÷3
- ・(ii)(※)について、昇進にあたって、一定の勤務年数や、1つ下位の職階に昇進してからの滞留年数を要件としている場合は、分母(1つ下位の職階にある労働者総数)について、当該要件に該当する者に限定しても差し支えない。

▶▶5 多様なキャリアコース (えるぼし認定と同様)

直近の3事業年度のうち、以下ア〜エについて、

- ・常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上(非正社員がいる場合は必ず アを含むこと)
- ・常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上

の実績を有すること

- ア 女性の非正社員から正社員への転換(派:雇入れ)
- イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
- ・「非正社員」には、派遣労働者を含む。
- ・「短時間正社員」については、「正社員」に該当する。

「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、以下の①、②のいずれにも該当する者

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

【留意点】(えるぼし認定と同様)

- (区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。
 - ※「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断する。

- (例:総合職(事務系)、総合職(技術系)、一般職(事務系)、契約社員、パートタイム労働者 / 総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職、現業職 など)
- 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない。ただし、雇用形態が異なる場合には、まとめて算出することはできない。

職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分をまとめるにあたっては、賃金待遇やキャリアの見通し等に大きな違いがないものに限るよう留意すること。

● 「直近の事業年度」とは、原則として、認定申請を行う事業年度の前の事業年度とする。

ただし、例えば事業年度が毎年4月1日から翌年の3月31日までである事業主が、4月1日に認定申請をしようとする場合など、申請時に前の事業年度の数字を把握することが困難な項目については、前々事業年度までの数値等を用いることができる。

なお、事業年度については、必ずしも「4月1日から翌年の3月31日」となっていなくても、各社における事業年度として差し支えない。

● 「正社員」とは、パート・有期雇用労働法第2条に規定する通常の労働者をいう。 「非正社員」とは、正社員以外の者をいう。

- ▶「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」以外の 基準
 - ▶▶ 1 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画 を定めたこと。 (えるぼし認定と同様)
 - ▶▶ 2 策定した一般事業主行動計画について、適切に労働者への 周知及び外部公表をしたこと。 (えるぼし認定と同様)
 - ▶▶ 3 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、行動 計画に定められた目標を達成したこと。

行動計画は以下を満たしていることが必要です。

- ●行動計画は、プラチナえるぼし認定申請を行った日の直近にその計画期 間が終了したものであること。
- ●行動計画の計画期間は、2年~5年のものであること。
- ※常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、行動計画の始期が令和2年4月1日 以降である場合には、行動計画に定められた2つ以上の数値目標を少なくとも2つ 達成していることが求められます。
- ※改正法の施行前(2020年(令和2年)6月より前)に計画期間が終了したものでもかまいません。

- ▶▶ 4 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。
- ▶▶ 5 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。
- ▶▶ 6 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異 の状況について把握したこと。
 - ※常用労働者数が300人以上の事業主は、情報公表について厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法と同様の方法で雇用管理区分ごとに把握する必要があります。
 - ※常用労働者数が300人以下の事業主は、情報公表について厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法はあくまで情報公表に関して定めるものなので、それ以外の方法によって雇用管理区分ごとに「男女の賃金の差異」を把握する場合でも、女性活躍推進法に基づき状況把握したことになります。

▶▶ 7 次のいずれにも該当しないこと。

- ●プラチナえるぼし認定の申請より前に、一般事業主行動計画に定められた目標 を容易に達成できる目標に変更していること。
 - ※例えば、計画期間の途中で一般事業主行動計画を変更し、既に定めている目標を下方修正する場合をいう。ただし、目標を下方修正することなく、一般事業主行動計画の期間を2~5年の範囲で変更することは差し支えない。
- ●認定取消又は辞退(特例認定辞退通達(21ページ参照)に掲げる基準に該当すること以外を理由とした辞退)の日から3年を経過していないこと。
- ●職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の5第1項第3号の規定により、 公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当すること。(えるぼし認定と同様)
- ●女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大 事実があること(関係法令に違反する重大事実があった事業主については、是正 等を確認してから1年間を経過していないこと)。 (えるぼし認定と同様)



ユースエール認定企業一覧



17事業所

令和6年11月21日現在

整理 No	認定日	認定企業名	郵便番号	所在地	管轄所	産業分類
1	2016.10.25	医療法人養気会 池井病院	886-0007	小林市真方87番地	小林	P. 医療·福祉
2	2017.9.4	医療法人浩然会 内村病院	886-0002	小林市水流迫852番地1	小林	P. 医療·福祉
3	2018.10.5	株式会社イーテック	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂11954番地3	宮崎	E. 製造業
4	2018.11.5	株式会社 都城北諸地区清掃公社	885-0006	都城市吉尾町2159番地	都城	R. サービス業(他に分類 されないもの)
5	2020.9.23	株式会社ジャストエンジニアリング	880-2224	宮崎市高岡町飯田494番地	宮崎	L. 学術研究, 専門・技術 サービス業
6	2020.10.27	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	885-0092	都城市南横市町4000番地	都城	P. 医療·福祉
7	2021.8.3	医療法人一誠会 都城新生病院	885-0093	都城市志比田町3782番地	都城	P. 医療·福祉
8	2021.10.5	株式会社 白浜測量設計	880-0917	宮崎市城ヶ崎2丁目6番地3	宮崎	L. 学術研究, 専門・技術 サービス業
9	2022.9.30	有限会社サンエク	880-2215	宮崎市高岡町高浜331番地2	宮崎	D. 建設業
10	2022.10.13	富岡建設株式会社	887-0033	日南市大字平山2292番地4	日南	D. 建設業
11	2023.4.6	株式会社高山建設	889-4411	西諸県郡高原町大字広原152番地	小林	D. 建設業
12	2023.7.25	九州北清株式会社	886-0006	小林市北西方1084-1	小林	R. サービス業(他に分類 されないもの)
13	2024.3.22	倉本鐵工株式会社	883-0062	日向市大字日知屋17305番地	日向	E.製造業
14	2024.5.10	株式会社宮崎オーバル	885-1202	都城市高城町穂満坊518-16	都城	E.製造業
15	2024.8.1	A's社会保険労務士法人	880-0916	宮崎市大字恒久5243-6	宮崎	L.学術研究, 専門・技術 サービス業
16	2024.10.18	木村産業株式会社	882-0063	延岡市古川町82-1	延岡	D.建設業
17	2024.11.21	大平開発株式会社	889-3532	串間市大字大平3291番地	日南	D.建設業

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか? 「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小 企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に 基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の 円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか?

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに 関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として 企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて 積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から - 0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。 詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

【 認定基準 】

E HIO					
1	学卒求人*1など、若者対象の正社員*2の求人申込みまたは募集を行っていること				
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること				
		・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること			
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3			
3	右の要件をすべて 満たしていること	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと			
	週にしていること	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間 取得日数が平均10日以上※4			
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5			
		・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数			
4	右の青少年雇用情報 について公表してい ること	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検 定等の制度の有無とその内容			
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合			
5	過去3年間に認定企業	の取消を受けていないこと			
6	過去3年間に認定基準	を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと*6			
7	過去3年間に新規学卒	者の採用内定取消しを行っていないこと			
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと ^{※7}				
9	暴力団関係事業主でないこと				
10	風俗営業等関係事業主でないこと				
11	各種助成金の不支給措	置を受けていないこと			
12	重大な労働関係等法令	違反を行っていないこと			

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」 (子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※63、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※ 7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

② 認定企業になるには、どうすればよいですか?

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます!

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。(https://shinsei.e-gov.go.jp/)

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。 (融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な "ユースエール認定企業"を知っていますか?

あなたはどんな企業で働きたいですか?

長く働ける!

ワークライフバランスを 大切にしてくれる!

子育てしやすい!

若者の育成に熱心!

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが 優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。



く認定マーク>

<認定基準の一部>

- 直近三事業年度の、**新卒者などの離職率が20%以下**
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下 かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上 または、年平均取得率※70%以上 ※ 付与日数に占める取得日数の平均 など

*その他詳しい認定基準については裏面を参照してください。

「ユースエール認定企業」を調べるにはどのような方法がありますか?

▲「若者雇用促進総合サイト」があります!

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業をはじめ とした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報 が閲覧できるほか、就職活動の始め方・進め方等の就職相談窓口の検索も行うことができます。

若者雇用促進総合サイト





ユースエール認定企業の認定基準

以下の認定基準を全て満たした中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)がユースエール認定企業です。

1	学卒求人など、若者対象の正社員※1の求人申込みまたは募集を行っていること				
2	若者の採用や人材育品	成に積極的に取り組む企業であること			
3	右の5つの要件を 全て満たしている こと	 ①「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ② 直近3事業年度の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下※2 ③ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ④ 前事業年度の正社員の有給休暇の付与日数に占める取得日数の年平均が70%以上または年平均の取得日数が10日以上※3 			
		⑤ 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人 以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上			
4	右の3つの青少年 雇用情報について、 全て公表している こと	① 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ② 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容			
		③ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、 育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女 性割合			
5	過去3年間に認定企業	業の取消を受けていないこと			
6	過去3年間に認定基準	集を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと			
7	過去3年間に新規学	卒者の採用内定取消しを行っていないこと			
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと				
9	暴力団関係事業主でないこと				
10	風俗営業等関係事業主でないこと				
11	雇用関係助成金の不支給措置を受けていないこと				
12	重大な労働関係等法を	冷違反を行っていないこと			

- ※1正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。
- ※2直近3事業年度の採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※3有給休暇に準ずる休暇として、一定の条件を満たす休暇が含まれる場合があります。

【 認定マークについて 】

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「〇〇年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受ける ことになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのか がマークから分かります。

